

令和8年度 小松市地域連携型こども食堂支援事業補助金 募集のご案内

1. 目的

子どもが地域で安心して過ごすことのできる居場所を提供する「こども食堂」の実施促進を図るために、地域と共に活動する「こども食堂」の新規開設及びすでに実施している「こども食堂」の取り組みに要する経費に対して補助を行います。地域と共に子どもの成長を見守る地域づくりを目指します。

2. 補助対象団体

市内に主たる事業所があり、代表者が選任されている団体で、以下の事項に該当することが要件となります。（法人格の有無は問いません）

- (1) 地域活動を行う団体で、当該地域の住民等により組織されるもの
- (2) ボランティア活動その他の公益的な活動を行う団体で、市民により組織されるもの
- (3) 特定の政治的又は宗教的活動をする団体でないこと
- (4) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する団体でないこと
- (5) その他、市長が適当と認めるもの

3. 補助対象要件

以下の要件を満たしている「こども食堂」が対象になります。

- (1) 市内で開催すること
- (2) 無料または材料費程度の低額により食事の提供を行うこと
- (3) おおむね2か月に1回以上、定期的で開催すること
- (4) 地域との連携をすること
- (5) 食中毒、怪我等の損害を補償するためにこども食堂にかかる保険に加入すること
- (6) 常駐できる責任者を配置し、安全管理に努めること
- (7) 保健所の指導を遵守し、衛生管理に努めること
- (8) 参加している子どもの様子を見守り、必要に応じ相談支援機関の紹介や支援につなぐこと
- (9) 営利を目的とした活動でないこと
- (10) 政治的活動または宗教的活動を主たる目的とした活動でないこと
- (11) 補助金の交付を受けた年度内に当該こども食堂を実施すること

4. 補助内容

- (1) 対象経費（別表のとおり）
 - ・こども食堂を新規開設に要する経費
 - ・こども食堂の運営に要する経費

※事業開始初年度は両方の経費を申請できます

- (2) 補助金額 1 団体につき上限 20 万円（予算の範囲内）※交付金額の千円未満端数切捨て
- (3) 交付回数 1 団体につき、同一年度内に 1 回限り

5. 補助対象期間

令和8年4月1日～令和9年2月28日 ※最終申請受付日：令和8年9月30日（水）

（はじめて申請をされる方へ）

各団体への補助は原則交付決定日以降の経費が対象となりますので、まずはお早めに担当までご相談ください。

6. 留意事項

申請及び事業の実施に当たっては、以下の点に留意してください。

- (1) 個人情報の保護に十分留意すること
- (2) 設備、周囲の環境、運営時間などに留意すること
- (3) 衛生管理を十分に行い、食中毒予防、防災等に配慮すること
※食品を扱いますので、事前に南加賀保健福祉センター（0761-22-0794）までご相談ください。
- (4) 地域と連携しながら、地域において子どもが幅広く参加できるように広報活動を行うこと
- (5) 重複して補助金を受けていないこと

7. 補助金交付の流れ

- (1) 小松市役所こども家庭センター（電話 24-8073）に連絡 ※令和8年6月26日（金）までに
↓
- (2) 補助金交付申請書の提出
（事業活動計画書、収支予算書、団体概要書、確認書の提出）
↓
- (3) 市より補助金交付決定通知書送付
↓ （必要に応じて補助金概算払請求書の提出 →市より概算払）
- (4) 事業終了後,
補助金実績報告書の提出（事業終了後 15 日以内）
（事業活動報告書、収支決算書、支出を確認できる領収証等（コピーでも可）
実施状況のわかる写真・チラシ・ポスター・プログラム等の提出）
↓
- (5) 市より確定通知書送付
↓
- (6) 補助金交付請求書（概算払いがある場合は精算請求書）の提出



(7) 市より補助金交付

8. 消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について (課税事業者の場合)

消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（以下「消費税等仕入れ控除税額」という）の取扱いについては、以下のとおりになります。

（申請時に金額が明らかなものについて）

当該補助金に係る消費税等仕入れ控除税額を収支予算書から除いて交付申請を行うこと

（実績報告書等提出時に金額が明らかなものについて）

当該補助金に係る消費税等仕入れ控除税額を収支決算書から除いて報告すること

（補助金交付額確定後に金額が確定したものについて）

補助金の交付金額確定後に消費税及び地方消費税の申告を行い、消費税等仕入れ控除税額が確定した場合には、様式第 4 号消費税等仕入れ控除税額報告書により遅くとも補助対象事業完了日の属する年度の翌々年度の5月 31 日までに報告すること

※【様式第 4 号】の報告があった場合で、確定済の補助金交付額を変更すべき場合は、当該消費税等仕入れ控除税額の全部または一部の返還を請求いたします。

9. 事前相談及び申請窓口

小松市役所こども家庭センター 電話 0761-24-8073 小松市役所 1 階（小松市小馬出町 9 1 番地）

窓口受付時間：平日 9 時 00 分～17 時 00 分まで

申請書等入手方法：小松市ホームページからダウンロードまたはこども家庭センター窓口

別表

補助対象経費	主な内訳
報償費	事業に要する講習会講師謝礼等
消耗品費	持ち帰りの容器、ごみ袋、雑巾、ペーパータオル、ラップ等調理用品、画用紙、事業に必要なトランプ等簡易な遊具（みんなで楽しめるもの）
食材料費	事業において提供する食事に係る食料品・調味料の購入費用等、食堂にあわせて開催するイベントの菓子代等
燃料費	会場で使用した暖房器具に係る灯油、食材運搬に係るガソリン代
印刷製本費	チラシ、ポスター等印刷に係る費用等
手数料	食品衛生責任者養成講習会等の受講料等
使用料及び賃借料	事業に使用する会場の借上に係る費用等 ※店舗等が開催場所の場合、こども食堂の取り組み分として明確でない場合

	は、開所時間で按分する等の方法で算出すること
保険料	利用者及び運営スタッフ・ボランティア等の事業に係る保険加入に要する費用等
備品購入費	事業に必要な物品で、1点1万円以上の備品の購入に要する費用等 ※子ども食堂にのみ使用することを確認できるもの

(注意事項)

1. その他の補助金を利用した経費については補助対象になりませんのでご注意ください。
2. 実績報告時に領収証（コピー可）の提出が必要になりますので、大切に保管ください。
3. 対象経費の全てが備品購入費である申請は受け付けられません。
4. 備品購入費について、レンタル・リースで対応できないかどうか確認いたします。
5. 事業実施期間分の経費が対象になります。（例えば、食材料費で来年分をまとめ買いは対象になりません。）
6. 個人使用と明確に区別できないものや事業と直接関係のないものは対象になりません。
7. その他判断が難しいものについては、聞き取りのうえ個別に判断させていただきます。